

令和7年度実施の特定個人情報の取扱いの状況に係る 地方公共団体等による定期的な報告に関するフォローアップ実施状況

令和8年3月25日

1. ログの分析等関係

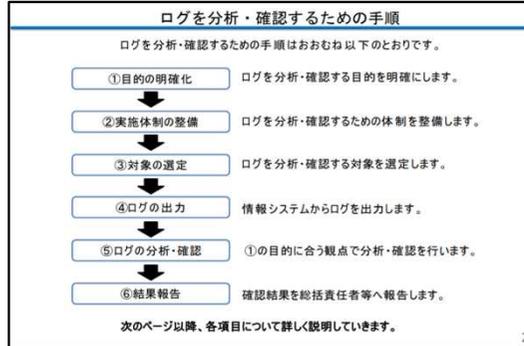
ログの分析等の項目について「令和7年度中に実施できない。」と回答した86機関に対して個別に電話連絡し、必要に応じて、ログの分析・確認方法について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、具体的な状況等をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスをを行った。

<紹介した資料（一部抜粋）>

特定個人情報の利用状況の
ログ分析・確認について




令和4年4月
PPC 個人情報保護委員会事務局



③ログを分析・確認する対象の選定

情報システムのログは、取扱事務によっては膨大な量が出されるため、全てのログを網羅的に分析・確認することは、現実的には困難です。そのため、特定個人情報等を取り扱う事務の中で、どのログをどれくらいの期間※で重点的に分析・確認すれば目的を達成できるかを検討し、選定します。

【検討の結果、分析・確認の対象を選定した例】

- ・税務課は他の課に比べ大量の特定個人情報等を扱うため、操作誤りがないかを確認する。
- ・国民健康保険課は特定個人情報等を外部記録媒体に書き出す業務があり、紛失等での漏えい等の危険があるため、USBメモリの使用ログを確認する。
- ・過去に個人番号が映った画面をプリントスクリーン機能で印刷して持ち出した不正事例があったため、操作内容にプリントスクリーンが使われていないかを確認する。
- ・情報提供ネットワークシステムの副本が正しく登録されているか確認するため、情報提供のエラーログを確認する。

※ 期間については、毎月や隔月といった短い間隔で行うことが望ましいです。これは、間隔が長すぎるとログが大量となり、情報システムがログを出力する際の負荷で停止してしまったり、確認対象とする事務の内容を忘れてしまうためです。また、対象は定期的に変更し、幅広く分析・確認していることを通知すれば、特定個人情報の不適切な取扱いを抑制できることも期待できます。

⑤ログを分析・確認する際の観点

ログを出力したら、表計算ソフトやデータベースソフトに取り込むことで、分析・確認が行いやすくなります。必ずしも高度な分析ソフト等を導入する必要はなく、表計算ソフトのフィルタ機能や検索機能を利用して分析・確認することは可能です。分析・確認する際の観点を以下に例示します。

【分析・確認する観点的例】（不必要な閲覧や持ち出しがされていないかを確認する目的での観点的例）

日時	職員名	端末番号	操作内容	処理結果	個人番号参照
2019/02/02 19:48:52	オサム	172.16.12.xxx	ログイン	成功	なし
2019/02/02 22:11:03	オサム	172.16.100.xxx	検索	成功	あり
2019/02/04 08:20:18	オサム	172.16.13.xxx	ログイン	成功	なし
2019/02/04 08:25:31	オサム	172.16.11.xxx	ログイン	成功	なし
2019/02/04 08:30:18	オサム	172.16.24.xxx	書き出し	失敗	あり
2019/02/04 09:00:00	オサム	172.16.31.xxx	ログイン	成功	なし
2019/02/04 09:01:41	オサム	172.16.11.xxx	プリントスクリーン	成功	あり
2019/02/04 09:15:45	オサム	172.16.11.xxx	検索	失敗	あり
2019/02/04 10:04:25	オサム	172.16.18.xxx	検索	失敗	あり
2019/02/04 13:05:41	オサム	172.16.18.xxx	検索	失敗	あり
2019/02/05 16:52:03	オサム	172.16.18.xxx	検索	失敗	あり
2019/02/07 12:34:38	オサム	172.16.18.xxx	検索	失敗	あり

①不自然な曜日・時間帯に特定個人情報等を参照している。
②通常とは異なる端末を使用している。
③権限が付与されていない操作で特定個人情報取得しようとしている。
④通常行わない操作で特定個人情報取得している。
⑤同一の特定個人情報等を何度も参照している。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/log_bunseki.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
ログの分析等	分析を実施できる専門的な知識を持った者がおらず、外部委託の予定もない。	専門的な知識がない、又は外部委託をしないとしても、委員会公表資料に沿って、表計算システムのフィルタ機能等を利用することにより、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。
	体制が整備されておらず、膨大なログもあることから定期的な実施は困難。	不自然な曜日・時間帯に、ログイン、操作していないか等、対象を絞ることで、全てのログを網羅的に確認しなくとも、ログの分析・確認は可能である旨、説明した。

➤ ログの分析等のフォローアップ総評

- ◆ 令和7年度中に実施できない理由として、「専門的な知識を持った人がいない」、「対象となるデータログが多く、分析は困難」という意見が多かったが、紹介した資料に基づき、ログの分析対象の選定方法やログを分析する際の観点等について説明した結果、多くの機関から令和7年度中に「委員会公表資料を参考として速やかにログの分析を実施したい」といった今後の改善を期待できる発言を得られた。
- ◆ 令和7年度中にログの分析の対象範囲や分析手法の検討が間に合わないと発言のあった機関においても、令和8年度に改善を行う旨の発言が得られた。

2. 委託・再委託関係

委託先・再委託先の監督や、委託先・再委託先の安全管理措置の実施状況や再委託先の監督状況について「確認していない。」と回答した34機関に対して個別に電話連絡し、必要に応じて、データ入力業務の委託先に対する監督について説明している委員会公表資料を紹介するとともに、具体的な状況等をヒアリングし、各機関の実態に合わせてアドバイスをを行った。

< 紹介した資料（一部抜粋） >

特定個人情報等のデータ入力業務の委託先に対する監督について

令和4年4月
個人情報保護委員会事務局

はじめに

行政機関等・地方公共団体等（以下「行政機関等」という。）において、書面申請等のある特定個人情報等のデータ入力業務を民間事業者に委託しているケースが見受けられる。

個人番号利用事務等の委託については、番号法第10条第1項及び第11条において、講ずべき措置が規定されている（スライド10参照）。

しかしながら、近時、データ入力業務の委託先において、最初の委託者である行政機関等の許諾を得ることなく、無断で再委託された事業者が相次いで発生している。委託元は、再委託先に対する間接的な監督義務を負っており、再委託先で漏えい等が生じた場合には、委託元の再委託先に対する監督責任が問われることとなる（スライド7参照）。

そこで、行政機関等におけるデータ入力業務の委託先に対する監督について、特に留意すべき事項を次の4つの段階に分け、それぞれのポイントを紹介する。

なお、マイナンバーガイドラインで求めていること以上のことについても本誌に記載しているが、あくまで手法の例示として記載している点に留意願いたい。

委託先について留意すべき段階

1. 委託先の選定
2. 委託契約の締結
3. 契約履行中の委託先の監督
4. 成果物の納品及び契約終了

2-1. 委託契約の締結

～委託先における取扱状況の把握に係る規定～

ポイント！

- 番号法第11条に基づき必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料の提出を義務付ける規定を盛り込む。
- 委託先に対し、委託先・再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を義務付ける規定及び無予告で実地の監査・調査等を行うことができる規定を盛り込む。

※解説
6ページで記載する「契約履行中の委託先の監督」において重要なことは、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握することであるが、委託先の機密を理由として、委託先が行う実地の監査・調査等で十分な証拠を提出することができないことを防ぐために、番号法第11条に基づき必要かつ適切な監督を実施するために必要な資料を提出しなければならない旨の規定を盛り込む。委託契約において、委託先・再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して、定期的な報告を委託先に義務付ける規定を盛り込む。また、委託元が自ら委託先の作業場所に臨場して、特定個人情報等の取扱状況を把握するために、契約期間中、無予告で実地の監査・調査等を行うことができる規定を盛り込む。

3-1. 契約履行中の委託先の監督

～委託先における取扱状況の把握～

ポイント！

- 契約に基づき、特定個人情報等の取扱状況に関して定期的な報告を受け、契約期間中に無予告で、実地の監査・調査等を行う。
- 定期的な報告や監査・調査等の結果の内容を十分に検討した上で、問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。
- 委託先が履行不能となった場合の対応について事前に検討する。

※解説
契約に基づき、委託先・再委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して定期的な報告を受け、当該報告の内容を十分に検討するほか、契約期間中に、実地の監査・調査等を行い、問題があれば改善を促し、必要に応じて委託契約の解除等を検討する。また、実地の監査・調査等については、例えば、次のような観点で実施することが考えられる。

- 作業場等によって作業が行われているか。
- 紙の原簿を基にデータ入力を行っている場合は、作業場所に現物が残っているか。
- 1人あたりの入力時間及び勤務時間を確認し、納品数量と著しい相違がないか。

契約違反による契約解除や側面等により委託した業務が履行不能となった場合の対応として、別の事業者と委託契約で委託する、委託元自ら入力するなどの対応を事前に検討することで、**今後の事態に対して適切に対応することができる。**

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/itaku_kanntoku.pdf

➤ 対象機関の報告に対するアドバイスの例

項目	対象機関の報告	アドバイス内容
委託先の事前確認	契約の担当課が確認しなければならないことを理解していなかった。	委託先が特定個人情報等を保管し続けることなどを防止するための安全管理措置等を検討し、当該措置を講ずる旨を仕様書等に盛り込む等の対応について説明した。
委託先からの報告	契約内容の遵守状況までは報告を求めなかった。	委託先等における特定個人情報等の取扱状況に関して定期的に報告を受け、当該報告の内容を十分に検討する等の対応が必要である旨説明した。
再委託先の事前確認	業務過多、人員不足により確認作業の実施ができなかった。	委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があることから、委託元は再委託先が取り扱う特定個人情報について適切な安全管理が図られるかどうか把握しておく必要がある旨、説明した。
再委託先の監督状況	委託先が実施している再委託先の監督状況の報告を受けていない。	

➤ 委託・再委託のフォローアップ総評

- ◆ 令和6年度中に実施していない理由として、契約所管部署において、前年度までは委託や再委託がなかったため、「取りまとめ課の窓口担当者が理解していても、契約所管部署の担当者が実施していない」との回答があった。改めて取りまとめ課の窓口担当者から関係部署に対して、「委託先の安全管理措置について確認する必要があること」、「委託元は、再委託先に対して間接的な監督義務があること」について周知するよう伝えた。
これを踏まえ、多くの機関から令和7年度中に「取りまとめ課として、確実に実施しているか確認したい」といった今後の改善を期待できる発言があった。
- ◆ それ以外の令和7年度のフォローアップのタイミングで委託契約等が終了しており、改善できなかった機関においても、令和8年度中に改善を行う旨の発言が得られた。

3. その他安全管理措置の項目に係る資料等の送付

○ログの分析等の項目及び委託先・再委託先の項目以外の各種安全管理措置の項目について、「令和7年度中に実施できない」と回答した152機関に対して、安全管理措置を徹底してもらうために参考資料として委員会公表資料等をメールにより提供した。

<提供した資料等一覧>

項目	対象機関数	参考資料	リンク先
規程の整備	5	取扱要領の例 「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chiyou_youryou.pdf
事務の範囲の明確化等	6		
研修	44	「特定個人情報の適正な取扱いのための各種研修資料」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/mynumber_kensyuu.pdf
監査の実施	89	「地方公共団体等における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル～はじめての監査のために～」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kansa_manual.pdf
		「地方公共団体等における監査のためのチェックリスト～マイナンバーの適正な取扱いのために～」	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/check_list_MN_2412.pdf
盗難等の防止	36	「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)」の該当箇所	https://www.ppc.go.jp/files/pdf/2506_my_number_guideline_gyousei.pdf
電子媒体の接続制限	10		

※ フォローアップ対象機関数(152)は重複を省いた数値であるため、各項目における対象機関数の合計値と一致しない。

4. 令和7年度から新設された報告項目のフォローアップ

【研修未受講者の確認状況】

- 研修未受講者の確認状況については、受講の確認を行っていないと回答した機関(225機関)、一部未受講者がいると回答した機関(303機関)に対して委員会ホームページに掲載されている参考資料(「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等の研修出欠リスト」)をメールで案内するとともに、研修未受講者に対して必要な措置を講ずることを促す注意喚起を行った。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/chihou_youryou.pdf

【ログの分析等の実施頻度】

- ログの分析等の実施頻度について、「不定期又は必要に応じて随時」と回答した機関(258機関)に対しては、委員会ホームページに掲載されている参考資料(「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」)をメールにて案内するとともに、定期的なログ分析等の実施を促す注意喚起を行った。また、「年1回～数回確認している」と回答した機関(445機関)に対しても、同様に参考資料(「特定個人情報等の利用状況のログ分析・確認について」)をメールにて案内し、ログ分析等の実施頻度の向上を促した。

資料URL: https://www.ppc.go.jp/files/pdf/log_bunseki.pdf

5. 規程の整備が「未実施」と報告のあった機関(5機関)に対するミーティング

- 令和7年度の定期的な報告において、規程の整備を「未実施」と報告した各自治体と個別に意見交換を行い、実態確認および改善方針の共有を行った(WEBミーティング)。
- 規程の整備については多くの自治体において、人員不足やノウハウ不足により対応が後手となっている実態が見られたが、委員会ホームページに掲載している「地方公共団体等における保有個人情報等取扱要領等」をひな形として提示し、これに基づき取扱規程の整備をする旨、システム標準化の移行に合わせて規程の施行を準備中である旨などを確認した。